

農地・水・環境保全向上対策実施要領 (別記2) 活動指針

第1 活動指針

活動指針は、農地・農業用水等の資源及び農村環境が将来にわたり良好な状態で保管理され、及びその質的な向上が図られるよう、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理したものである。本活動指針は、田及び畑に区分するものであり、草地は、畑に含まれるものとする。

1 活動指針の構成

本活動指針は、農地・農業用水等の資源の適切な維持及び保全のためにすべての対象活動組織が取り組むべき活動に関する項目(以下「活動項目」という。)を体系的に整理した部分(以下「基礎部分」という。)及びこれらの資源の質的な向上を図る観点から地域の実情に応じて選択的に取り組む活動項目を体系的に整理した部分(以下「誘導部分」という。)で構成するものとする。

さらに、誘導部分は、農地・農業用水等の資源の長寿命化等に資する活動(以下「農地・水向上活動」という。)及びこれら資源を活用して行われる生態系保全、水質保全、景観形成等のテーマに応じた農村環境の保全向上に資する活動(以下「農村環境向上活動」という。)からなる。

2 田の活動指針

(1) 基礎部分

区分	施設	活動項目			
点検活動	農用地	□遊休農地等の発生状況の把握			
	開水路	□施設の点検			
	パイプライン	□施設の点検			
	ため池	□施設の点検			
	農道	□施設の点検			
計画策定	全施設	□共同作業計画の策定			
実践活動	農用地	□畦畔・農用地法面等の草刈り	□遊休農地発生防止のための保全管理		
	開水路	□配水操作	□水路の草刈り	□水路の泥上げ	
	パイプライン	□配水操作	□ポンプ場、調整施設等の草刈り	□ポンプ吸水槽等の泥上げ	□かんがい期前の注油
	ため池	□定期的な見回り	□配水操作	□ため池の草刈り	□ため池の泥上げ
		□かんがい期前の施設の清掃・除塵	□管理道路の管理		
農道	□砂利の補充	□路肩・法面の草刈り	□側溝の泥上げ		

注) 下線の実践活動は点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

区分	施設	活動項目			
機能診断	農用地	□施設の機能診断	□診断結果の記録管理		
	開水路	□施設の機能診断	□診断結果の記録管理		
	パイプライン	□施設の機能診断	□診断結果の記録管理		
	ため池	□施設の機能診断	□診断結果の記録管理		
	農道	□施設の機能診断	□診断結果の記録管理		
計画策定	全施設	□年度活動計画の策定			
実践活動	農用地	□畦畔の再築立	□農用地法面の初期補修	□鳥獣害防護柵の適正管理	□防風ネットの適正管理
		□暗きょ施設の清掃	□農用地の除れき	□異常気象等後の見回り	□異常気象等後の応急措置
	開水路	□きめ細やかな雑草対策	□機能診断・補修技術の研修		
		□水路側壁のはらみ修正	□目地詰め	□表面劣化に対するコーティング等	□不同沈下に対する早期対応

実践活動	開水路	<input type="checkbox"/> 側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強	<input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修
		<input type="checkbox"/> 破損施設の改修	<input type="checkbox"/> 通水試験の実施	<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理の徹底	<input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り
		<input type="checkbox"/> 異常気象等後の応急措置	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	<input type="checkbox"/> 機能診断・補修技術の研修	
	パイプライン	<input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強	<input type="checkbox"/> 破損施設の改修	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 通水試験の実施
		<input type="checkbox"/> パイプ内の清掃	<input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策	<input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等	<input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り
		<input type="checkbox"/> 異常気象等後の応急措置	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	<input type="checkbox"/> 機能診断・補修技術の研修	
	ため池	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化に対する対応	<input type="checkbox"/> 堤体侵食の早期補修
		<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 破損施設の改修	<input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理の徹底	<input type="checkbox"/> 水抜きによる点検・補修
		<input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象等後の応急措置	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	<input type="checkbox"/> 機能診断・補修技術の研修
	農道	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め	<input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下に対する早期対応	<input type="checkbox"/> 側溝の裏込め材の充填	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の初期補修
		<input type="checkbox"/> 破損施設の改修	<input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象等後の応急措置	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策
		<input type="checkbox"/> 機能診断・補修技術の研修			

注) 下線の実践活動は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

イ 農村環境向上活動

区分	テーマ	活動項目			
計画策定	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生態系保全計画の策定			
	水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定			
	景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定			
	水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定			
	資源循環	<input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定			
啓発・普及	共通	<input type="checkbox"/> 広報活動	<input type="checkbox"/> 啓発活動	<input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動	<input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め
		<input type="checkbox"/> 学校教育等との連携	<input type="checkbox"/> 行政機関等との連携		
実践活動	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握	<input type="checkbox"/> 生態系保全に配慮した施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供	<input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理
		<input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成	<input type="checkbox"/> 外来種の駆除	<input type="checkbox"/> 希少種の監視	
	水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 水田からの排水(濁水)管理	<input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施	<input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水
		<input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理			
	景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理	<input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等	<input type="checkbox"/> 農用地を活用した景観に配慮した作付け	<input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃
		<input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施	<input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動		
水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動	<input type="checkbox"/> 地域排水機能向上のための施設操作	<input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動	<input type="checkbox"/> 水源かん養林等の保全	
資源循環	<input type="checkbox"/> 有機性資源のたい肥化	<input type="checkbox"/> 間伐材等を利用した防護柵等の適正管理	<input type="checkbox"/> 農業用水の反復利用	<input type="checkbox"/> 小水力発電施設の適正管理	

3 畑の活動指針

(1) 基礎部分

区分	施設	活動項目			
点検活動	農用地	☐遊休農地等の発生状況の把握			
	パイプライン	☐施設の点検			
	開水路	☐施設の点検			
	ため池	☐施設の点検			
	農道	☐施設の点検			
計画策定	全施設	☐共同作業計画の策定			
実践活動	農用地	☐農用地法面等の草刈り	☐防風林の枝払い・下草の草刈り	☐遊休農地発生防止のための保全管理	
	パイプライン	☐配水操作	☐ポンプ場、調整施設等の草刈り	☐ポンプ吸水槽等の泥上げ	☐かんがい期前の注油
	開水路	☐配水操作	☐水路の草刈り	☐水路の泥上げ	
	ため池	☐定期的な見回り	☐配水操作	☐ため池の草刈り	☐ため池の泥上げ
		☐かんがい期前の施設の清掃・除塵	☐管理道路の管理		
	農道	☐砂利の補充	☐路肩・法面の草刈り	☐側溝の泥上げ	

注) 下線の実践活動は点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

区分	施設	活動項目			
機能診断	農用地	☐施設の機能診断	☐診断結果の記録管理		
	パイプライン	☐施設の機能診断	☐診断結果の記録管理		
	開水路	☐施設の機能診断	☐診断結果の記録管理		
	ため池	☐施設の機能診断	☐診断結果の記録管理		
	農道	☐施設の機能診断	☐診断結果の記録管理		
計画策定	全施設	☐年度活動計画の策定			
実践活動	農用地	☐農用地法面の初期補修	☐鳥獣害防護柵の適正管理	☐防風ネットの適正管理	☐暗きょ施設の清掃
		☐農用地の除れき	☐異常気象等後の見回り	☐異常気象等後の応急措置	☐きめ細やかな雑草対策
		☐機能診断・補修技術の研修			
	パイプライン	☐給水栓ボックス基礎部の補強	☐破損施設の改修	☐遮光施設の適正管理	☐通水試験の実施
		☐パイプ内の清掃	☐給水栓に対する凍結防止対策	☐空気弁等への腐食防止剤の塗布等	☐異常気象等後の見回り
		☐異常気象等後の応急措置	☐きめ細やかな雑草対策	☐機能診断・補修技術の研修	
	開水路	☐水路側壁のはらみ修正	☐目地詰め	☐表面劣化に対するコーティング等	☐不同沈下に対する早期対応
		☐側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強	☐水路に付着した藻等の除去	☐遮光施設の適正管理	☐水路法面の初期補修
		☐破損施設の改修	☐通水試験の実施	☐ゲート類等の保守管理の徹底	☐異常気象等後の見回り
		☐異常気象等後の応急措置	☐きめ細やかな雑草対策	☐機能診断・補修技術の研修	
	ため池	☐遮水シートの補修	☐コンクリート構造物の目地詰め	☐コンクリート構造物の表面劣化に対する対応	☐堤体侵食の早期補修
		☐遮光施設の適正管理	☐破損施設の改修	☐ゲート類の保守管理の徹底	☐水抜きによる点検・補修
		☐異常気象等後の見回り	☐異常気象等後の応急措置	☐きめ細やかな雑草対策	☐機能診断・補修技術の研修
	農道	☐側溝の目地詰め	☐側溝の不同沈下に対する早期対応	☐側溝の裏込め材の充填	☐路肩・法面の初期補修
		☐軌道等の運搬施設の維持保全	☐破損施設の改修	☐異常気象等後の見回り	☐異常気象等後の応急措置
☐きめ細やかな雑草対策		☐機能診断・補修技術の研修			

注) 下線の実践活動は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

イ 農村環境向上活動

区分	テーマ	活動項目			
計画策定	生態系保全	□生態系保全計画の策定			
	水質保全	□水質保全計画の策定			
	景観形成・生活環境保全	□景観形成・生活環境保全計画の策定			
	資源循環	□資源循環に係る地域計画の策定			
啓発・普及	共通	□広報活動	□啓発活動	□地域住民等との交流活動	□地域内の規制等の取り決め
		□学校教育等との連携	□行政機関等との連携		
実践活動	生態系保全	□生物の生息状況の把握	□生態系保全に配慮した施設の適正管理	□生物の生活史を考慮した適正管理	□放流・植栽を通じた在来生物の育成
		□外来種の駆除	□希少種の監視		
	水質保全	□水質保全を考慮した施設の適正管理	□排水路沿いの林地帯等の適正管理	□沈砂池の適正管理	□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
		□水質モニタリングの実施・記録管理			
	景観形成・生活環境保全	□農業用水の地域用水としての利用・管理	□景観形成のための施設への植栽等	□農用地を活用した景観に配慮した作付け	□施設等の定期的な巡回点検・清掃
		□伝統的施設や農法の保全・実施	□農用地等を活用した景観形成活動	□農用地からの風塵の防止活動	
	資源循環	□有機性資源のたい肥化	□間伐材等を利用した防護柵等の適正管理	□小水力発電施設の適正管理	

第2 活動指針の活動項目の説明

1 田の活動指針

(1) 基礎部分

ア 点検活動

【農用地に関する項目】

□遊休農地等の発生状況の把握

・協定に位置付けたすべての農用地について、適切な共同作業計画を策定するために、遊休農地等の発生状況を把握していること。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□施設の点検

・協定に位置付けたすべての水路について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□施設の点検

・協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、適切な共同作業計画を策定するために、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【ため池(管理道路含む)に関する項目】

□施設の点検

・協定に位置付けたすべてのため池について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【農道に関する項目】

□施設の点検

・協定に位置付けたすべての農道について、適切な共同作業計画を策定するために、路面の凸凹の状況、側溝の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

イ 計画策定

【全施設共通の項目】

□共同作業計画の策定

・点検活動結果も踏まえて、次のウの実践活動の当該年度の作業計画が策定されていること。

ウ 実践活動

下線の活動項目は点検結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

□畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、農業生産への障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□遊休農地発生防止のための保全管理

- ・遊休農地等の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□配水操作

- ・計画に基づいた配水操作が行われていること。

□水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、通水機能等に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□水路の泥上げ

- ・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□配水操作

- ・計画に基づいた配水操作が行われていること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、農業生産等への障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□かんがい期前の注油

- ・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じていないこと。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

□定期的な見回り

- ・堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。

□配水操作

- ・計画に基づいた配水操作が行われていること。

□ため池の草刈り

- ・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、ため池の機能等に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□ため池の泥上げ

- ・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□かんがい期前の施設の清掃・除塵

- ・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動が行われ、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じていないこと。

□管理道路の管理

- ・協定に位置付けたため池の管理道路が適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凸凹の解消等）され、管理道路としての機能に障害が生じていないこと。

【農道に関する項目】

□砂利の補充

- ・協定に位置付けた農道への砂利の補充を行い、通行の障害となる程度の路面の凸凹がなくなっていること。

□路肩・法面の草刈り

- ・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り又は除草、枝払いが行われ、通行・農業生産に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

□側溝の泥上げ

- ・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

a 機能診断

【農用地に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

b 計画策定

【全施設共通の項目】

□年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、次のcの実践活動に関する年間の活動計画を策定すること。

c 実践活動

- 下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

□畦畔の再築立

- ・形状の劣化・沈下・破損等がみられる畦畔(土・コンクリート問わず)の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

□暗きょ施設の清掃

- ・暗きょ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生防止のために、石れきの除去を行うこと。

□異常気象等後の見回り

- ・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りをを行い、状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔・農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、「カバープランツ・ハーブの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は可）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□水路側壁のはらみ修正

- ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強

- ・柵渠等の水路側壁の背面で土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

□通水試験の実施

- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

□ゲート類等の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート・水門・除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□異常気象等後の見回り

- ・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□通水試験の実施

- ・かんがい期前にパイプラインの通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

□パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・空気弁・バルブ・制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□異常気象等後の見回り

・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・ポンプ場や調整施設等の施設周辺の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

□遮水シートの補修

・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化に対する対応

・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

□ゲート類の保守管理の徹底

・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□水抜きによる点検・補修

・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うとともに、機能の低下が懸念される部分の補修等の対策を行うこと。

□異常気象等後の見回り

・洪水・台風・地震・融雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【農道に関する項目】

□側溝の目地詰め

・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下に対する早期対応

・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込め材の充填

・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□路肩・法面の初期補修

・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□異常気象等後の見回り

・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・路肩・法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

イ 農村環境向上活動

a 計画策定

【生態系保全に関する項目】

□生態系保全計画の策定

・地域における生態系保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水質保全に関する項目】

□水質保全計画の策定

・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【景観形成・生活環境向上に関する項目】

□景観形成・生活環境保全計画の策定

・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】

□水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定

・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

【資源循環に関する項目】

□資源循環に係る地域計画の策定

・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

b 啓発・普及

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【各テーマ共通の項目】

□広報活動

・農村環境向上活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

□啓発活動

・地域の農村環境向上のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。

・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

□地域住民等との交流活動

・活動を契機として、農村環境向上活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。

・地域における生態系保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等で見られる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。

・生態系保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・農村環境向上活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。

・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□地域内の規制等の取り決め

・農村環境向上活動を推進していくために、規制（ルールや約束事等）について、地域の合意のもとで取り決めること。

□学校教育等との連携

・農村環境向上活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を

投稿したりすること。

○ 実践活動

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動の一つ以上実施するものとする。

【生態系保全に関する項目】

□ 生物の生息状況の把握

- ・地域における生態系保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□ 生態系保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うことや、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□ 水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□ 生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□ 放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生態系保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・農地・水向上活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置、管理すること。

□ 外来種の駆除

- ・地域における生態系保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

□ 希少種の監視

- ・地域における生態系保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

【水質保全に関する項目】

□ 水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路末端に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□ 水田からの排水（濁水）管理

- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□ 循環かんがいの実施

- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□ 非かんがい期における通水

- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□ 水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

【景観形成・生活環境保全に関する項目】

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・集落内にある水路を親水空間として活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地を活用した景観に配慮した作付け

- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。

□施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適に行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】

□水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。

□地域排水機能向上のための施設操作

- ・大雨時等の水路、ため池等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。
- ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼働する等により、排水ブロック外に排出すること。

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。
- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林等の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

【資源循環に関する項目】

□有機性資源のたい肥化

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

□間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

□農業用水の反復利用

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。

□小水力発電施設の適正管理

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

2 畑の活動指針

(1) 基礎部分

ア 点検活動

【農用地に関する項目】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・協定に位置付けたすべての農用地について、適切な共同作業計画を策定するために、防風林の枝や下草の繁茂状況、遊休

農地等の発生状況を把握していること。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

施設の点検

・協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、適切な共同作業計画を策定するために、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

施設の点検

・協定に位置付けたすべての水路について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

施設の点検

・協定に位置付けたすべてのため池について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【農道に関する項目】

施設の点検

・協定に位置付けたすべての農道について、適切な共同作業計画を策定するために、路面の凸凹の状況、側溝の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

イ 計画策定

【全施設共通の項目】

共同作業計画の策定

・点検活動結果も踏まえて、次のウの実践活動の当該年度の作業計画が策定されていること。

ウ 実践活動

下線の活動項目は点検結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

農用地法面等の草刈り

・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、農業生産への障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

防風林の枝払い・下草の草刈り

・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

遊休農地発生防止のための保全管理

・遊休農地等の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

配水操作

・計画に基づいた配水操作が行われていること。

ポンプ場、調整施設等の草刈り

・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、農業生産等への障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

ポンプ吸水槽等の泥上げ

・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

かんがい期前の注油

・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じていないこと。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

配水操作

・計画に基づいた配水操作が行われていること。

水路の草刈り

・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、通水機能等に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

水路の泥上げ

・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

定期的な見回り

・堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作が行われていること。

□ため池の草刈り

- ・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、ため池の機能等に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

□ため池の泥上げ

- ・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

□かんがい期前の施設の清掃・除塵

- ・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動が行われ、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じていないこと。

□管理道路の管理

- ・協定に位置付けたため池の管理道路が適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凸凹の解消等）され、管理道路としての機能に障害が生じていないこと。

【農道に関する項目】

□砂利の補充

- ・協定に位置付けた農道への砂利の補充を実施し、通行の障害となる程度の路面の凸凹がなくなっていること。

□路肩・法面の草刈り

- ・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り又は除草、枝払いが行われ、通行・農業生産に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

□側溝の泥上げ

- ・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

a 機能診断

【農用地に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する項目】

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、軌道等の運搬施設の劣化状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

b 計画策定

【全施設共通の項目】

□年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、次のcの実践活動に関する年間の活動計画を策定すること。

c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

□農用地法面の初期補修

- ・農用地の法面に侵食が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

□暗きょ施設の清掃

- ・暗きょ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能維持・回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、農用地の石れきの除去を行うこと。

□異常気象等後の見回り

- ・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、排水口、法面等の見回りをを行い、状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ・ハーブの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかん水施設の目詰まりを防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□通水試験の実施

- ・農閑期等にパイプラインの通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

□パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁・バルブ・制御施設等パイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□異常気象等後の見回り

- ・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ポンプ場、調整施設等の施設周辺の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【開水路(ゲート等含む)に関する項目】

□水路側壁のはらみ修正

- ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強

- ・柵渠等の水路側壁の背面で土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔の補強等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

□通水試験の実施

- ・農閑期等に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

□ゲート類等の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート・水門・除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策等、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□異常気象等後の見回り

- ・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りをを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り(薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当)」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【ため池(管理道路等含む)に関する項目】

□遮水シートの補修

- ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化に対する対応

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部へのコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・堤体の表面に侵食が発見された場合、補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

□ゲート類の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策等、又は、塗料や被覆資材等の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□水抜きによる点検・補修

- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うとともに、機能の低下が懸念される部分の補修等の対策を行うこと。

□異常気象等後の見回り

・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられた場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【農道に関する項目】

□側溝の目地詰め

・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下に対する早期対応

・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込め材の充填

・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材を充填する等の対策を行うこと。

□路肩・法面の初期補修

・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持保全

・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持・補修等の対策を行うこと。

□破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□異常気象等後の見回り

・洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられる場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・路肩・法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

イ 農村環境向上活動

a 計画策定

【生態系保全に関する項目】

□生態系保全計画の策定

・地域における生態系保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水質保全に関する項目】

□水質保全計画の策定

・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【景観形成・生活環境向上に関する項目】

□景観形成・生活環境保全計画の策定

・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【資源循環に関する項目】

□資源循環に係る地域計画の策定

・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

b 啓発・普及

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【各テーマ共通の項目】

□広報活動

・農村環境向上活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

・外来種の侵入防止や駆除に対する地域理解を醸成する取組を行うこと。

□啓発活動

- ・地域の農村環境向上のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

□地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境向上活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生態系保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生態系保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村環境向上活動に取り組み団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。

□地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境向上活動を推進していくために、規制（ルールや約束事等）について、地域の合意のもとで取り決めること。

□学校教育等との連携

- ・農村環境向上活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌等について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

○実践活動

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【生態系保全に関する項目】

□生物の生息状況の把握

- ・地域における生態系保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□生態系保全に配慮した施設の適正管理

- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生態系保全の観点から、地域に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面等に植栽する場合、通常地域に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域に生息する在来植物を植栽するとともに、草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・農地・水向上活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

□外来種の駆除

- ・地域における生態系保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

□希少種の監視

- ・地域における生態系保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

【水質保全に関する項目】

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、ため池等内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、ため池の外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜木の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯、畦畔等）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルトを設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

□水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

【景観形成・生活環境保全に関する項目】

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地を活用した景観に配慮した作付け

- ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観植物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。

□施設等の定期的な巡回点検・清掃等

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道、防風林等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・豆類におお積み等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設のための保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

□農用地からの風塵の防止活動

- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。

【資源循環に関する項目】

□有機性資源のたい肥化

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

□間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。
- ・地域内で発生した伐採木や剪定屑等をほ場の排水改良を行う際の資材として利用すること。

□小水力発電施設の適正管理

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。